イギリスにおける会社の不正および法規の不遵守に関する監査人の職務

加　藤　正　浩

キーワード
イギリスの財務諸表監査制度
監査人の職務
不正および法規の不遵守
第三者への報告
守秘義務

目　次

はじめに
Ⅰ　イギリス財務諸表監査制度における監査人の職務
　1　イギリスにおける監査人の職務の規制
　2　会社法における監査人の職務の規定
　3　判例法によって示された監査人の職務
　4　監査基準における監査人の職務の規定
Ⅱ　会社の不正および法規の不遵守に関する監査人の責任と職務
　1　監査基準における責任規定
　2　監査基準における職務規定
Ⅲ　イギリスにおける不正等に関する監査人のコミュニケーション
むすび

はじめに

イギリスの財務諸表監査制度においても，監査人の第一義的な職務は，財務諸表の情報としての信頼性（真実かつ公正な概観の表示）の立証と意見表明であり，重要な虚偽の表示を含む不正および法規の不遵守の防止，摘発は，付随的な職務として位置づけられているのに過ぎない。財務諸表の信頼性の立証と意見表明という監査は，社会的にきわめて重要な職務であり，また，多くの時間と手続を要する職務であることから，不正および法規の不遵守の防止，摘発をそれにかわって第一義的な監査の目的とすることも，また，それと同等に第一義的な職務とすることも，合理的ではない。

しかしながら，監査人が職務遂行の過程において，財務諸表に関わるものでも，関わらないものでも，不正または法規の不遵守を発見した場合，それを蔑ろにすることは，道義的に許されるものではない。監査人がその職務遂行の過程において不正または法規の不遵守を発見した場合，どのように対処するべきなのか。本稿では，そこに目を向けている。

ただし，資本市場の国際化にともない会計基準のコンバージェンスが進行するなか，監査の品質にも国によって差があってはいけないため，当然，監査基準も国際的にコンバージェンスが進み，とくにイギリスにおいては，国際監査基準の国内基準化がはるかに進んでいる。本稿では，イギリスの制度について論じているが，国際監査基準においても概ね同様の内容であることは断っておきたい。

なお，監査人が被監査会社の不正や法規の不遵守を発見したとき，経営者などがそれに対処しようとしない場合，あるいはそれを秘匿しようとした場合には，監査人が会社等事業体外部の第三者に対して報告する，ということも考慮しなければならない。これについて，イギリスではどのような制度が採用されているか。また，この場合，監査人の守秘義務が解除されるのかどうかが問題となるが，これらについても，本稿で取り上げたい。

Ⅰ　イギリス財務諸表監査制度における監査人の職務

1　イギリスにおける監査人の職務の規制

稿を始めるにあたって，まずはイギリスの財務諸表監査制度における監査人の職務について確認したい。イギリスにおいて，財務諸表監査にあたる監査人の職務と権限の規制については，国会，法廷，規制機関，職業的団体による規制という４つのレベルの制度から成り立っている[1)]。

⑴　国　　会

国会は，法を制定し，財務諸表を作成し監査を受けるべき事業体（会社）を定め，また，監査人の選任，解任，報酬など，制度の運用の大枠について定める。会社の監査人に就任することができる者の要件，監査人の職務と権限の大枠についても定める。

2011年現在のところ，2006年会社法（Companies Act 2006）（以下，法文条項を示すにあたってはCA2006と記す。）が，法として定められている。会社法に付された年数は制定された年であり，会社法に年数が付されるのは，制定年の異なる会社法が複数，同時に存在することがあるためであるが，現在でも，1985年会社法と2004年会社法の一部が効力を有している（CA2006, s. 2 (1).）。イギリスでは，職業会計士による財務諸表の監査の根拠法が，金融商品取引法ではなく会社法であり，原則としてすべての会社がその対象となっていることには，留意が必要である。

⑵　法　　廷

法廷は判例法の源泉であり，判例をもって，会社法などの法を補完する。イギリスの法廷は，19世紀末あたりから監査人に関わる判例を示し，会社法に定められた職務を監査人が遂行するにあたって期待される業務の水準を明確化するのに貢献してきた。

⑶　規制機関

規制機関は，国会による法や法廷による判例法による職務，権限の規制が骨だとすれば，その骨に肉づけをする役割を担っている。規制機関は，法による権限の委任にもとづいて，法令（命令）や規則などを制定，発布し，監査人の全部または一部が従わなければならない詳細な規定を定める。

イギリスの場合，このような規制機関としては，事業イノベーション・技能省（Department for Business Innovation & Skills）（以下，BISという。）[2)]などの行政規制機関のほか，勅許会計士（Chartered Accountants）[3)]の団体が共同で設立した財務報告協議会（Financial Reporting Council）（以下，FRCという。）が民間規制機関として存在し，現在においては，会計基準を定める会計基準審議会（Accounting Standards Board），監査基準，倫理基準を定める監査実務審議会（Auditing Practices Board）（以下，APBという。）が，これに属している。

⑷　職業的団体

また，各々の勅許会計士団体も，法的に公認資格認可団体（Recognised Qualifying Body）（CA2006, s. 1220.）または公認監督団体（Recognised Supervisory Body）（CA2006, s. 1217.）としての地位を与えられ，民間規制機関として機能している。なお，わが国においては，金融庁が監査人の規制に関して主要な役割を果たしているが，イギリスにおいては，金融庁（Financial Services Authority）は，金融事業者の

1)　Brenda Poter, Jon Simon and David Hatherly, *Principles of External Auditing*, Third Edition, John Wiley & Sons, Ltd, 2008, pp. 162-165.

2)　BISは，かつての貿易産業省（Department of Trade and Industry）（1983年−2007年）であり，2007年からは“Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform”となり，2009年７月から現在のBISへと改編された。

3)　わが国の公認会計士制度の範となったアメリカの“Certified Public Accountants”の起源となった，イギリスの職業会計士である。わが国では，公認会計士の団体は日本公認会計士協会が唯一の団体だが，イギリスでは，イングランド・ウェールズ勅許会計士協会，スコットランド勅許会計士協会のほか，複数の団体が存在している。

監査，監査人に関わってのみ規制を行っている。

職業的団体，すなわち勅許会計士団体は，上記のように現在においては法的に規制機関としての地位が認知されているが，伝統的には，自主規制機関として機能してきた。むしろ，自主規制機関としての実績があるからこそ，法的に認知される規制機関としての地位を得ることができたと考えられる。自主規制機関としての機能は，今日においてもなお健在であり，監査実務審議会の倫理規則によって網羅されていない部分においても勅許会計士団体は独自に倫理規則を設けていて，懲戒処分なども自主的に行っている。

2　会社法における監査人の職務の規定

イギリスにおいて監査人の職務を規制するにあたり，中心的役割を果たしているのは国会によって定められる会社法である。会社法は，財務諸表の監査を受けるべき会社を特定し，さらに，下記の要件について規制を行っている。

- 監査人に就任しうる者の資格要件
- 監査人の選任と報酬の決定の権限と手続
- 監査人の辞任の手続および解任の権限と手続
- 監査人の職務と権限

現行会社法である2006年会社法では，495条から498条において監査人の主な職務が定められている。監査人は，会社の年次財務諸表に関して当該会社の株主に対して報告を行うことを主な職務とする（s. 495.）。監査人の報告書は，非公開会社の場合，株主に送付し，公開会社の場合は株主総会において株主に提示されるが，監査人は報告書に次の事項について記載しなければならない。

① 監査の対象とした年次財務諸表と，財務諸表の作成にあたって採用されている財務報告フレームワーク。（導入区分に記載）（s. 495 (2)(a).）

② 監査の実施にあたって準拠した監査基準。（監査の範囲区分に記載）（s. 495 (2)(b).）

③ 年次財務諸表が，監査人の意見として，個別財務諸表の貸借対照表の場合は，会計期間の末日における会社の財政状態，個別財務諸表の損益計算書の場合は，会計期間における会社の損益の状況，グループ財務諸表（Group Accounts）（連結財務諸表にあたるもの）の場合，会社の株主に利害関係を有する連結対象となった会社全体としての，会計期間の末日における財政状態と会計期間における損益の状況の，真実かつ公正な概観（A True and Fair View）を表示しているか。該当する財務報告フレームワークに準拠して適切に作成されているか。会社法の規定（該当する場合は国際会計基準も含める。）に準拠して適切に作成されているか。（s. 495 (3).）

④ 取締役報告書の記載内容が，監査人の意見として，同一の会計期間に関して作成された年次財務諸表に記載してある内容と一致しているか。（s. 496.）

⑤ 上場会社の場合，取締役報酬報告書の監査可能な部分と，監査人の意見として，当該監査可能な部分が会社法の規定に準拠して適切に記載されているか。（s. 497.）

⑥ 会社が財務諸表とは別にコーポレート・ガバナンス報告書を作成している場合は，その報告書の内容がしかるべき法規に準拠して記載され，記載された内容が財務諸表の記載内容と一致しているか。（s. 497A.）

監査人は，監査意見を形成するために，下記の調査を行わなければならない（s. 498 (1).）。もし，下記の要件が満たされていない場合，監査人はその旨を監査報告書に記載しなければならない（s. 498 (2).）。

① 会社によって適切な会計記録が行われ，監査人が往査しない支店などから監査を行うのに適切な報告書が提出されているか。

② 会社の個別財務諸表が上記の会計記録や報告書と一致しているか。

③ 上場会社の場合，会社の取締役報酬報告書の監査可能な部分が上記会計記録や報告書と一致しているか。

監査人は，監査人としての知識または心証を形成するのに最適な，監査の目的に必要なすべての情報や説明を入手できなかったときは，その事実を監査報告書に記載しなければならない（s. 498 (3).）。

さらに監査人は，取締役の便益すなわち報酬，年金，解任に対する補償の開示に関する規定（CA2006, s. 412.）が年次財務諸表において遵守されていない場合，また，上場会社の場合で取締役報酬報告書の監査可能な部分を構成する情報に関する規定（CA2006, s. 421.）が，当該報告書において遵守されていない場合，監査報告書において，合理的に可能な範囲で，必要とされる詳細を示す報告を記載しなければならない（s. 498 (4).）。

会社の取締役が，小規模会社制度に基づいて財務諸表を作成している場合，取締役報告書の作成を免除される小規模会社としての便宜を利用している場合，監査人の意見として会社がその権利を有していないと判断する場合，監査人は，その旨を監査報告書に記載しなければならない（s. 498 (5).）。

3　判例法によって示された監査人の職務

法廷による判例法は，会社法による監査人の職務規定を補完してきた。監査人の職務に関わる主な判例は下記のものがある[4]。

① リーズ・エステイト・ビルディング・アンド・インヴェストメント社対シェファード事件（*Leeds Estate Building and Investment Co.* v *Shepherd* [1887] 36 Ch D 787）
② ロンドン・アンド・ジェネラル・バンク事件（*Re London and General Bank* (*No.2*) [1895] 2 Ch 677）
③ キングストン・コットン・ミル社事件（*Re Kingston Cotton Mill Co.* (*No.2*) [1896] 2 Ch 279）
④ ロンドン・オイル・ストアレイジ社対シーア・ハスラック社事件（*The London Oil Storage Co. Ltd* v *Seear, Hasluck & Co.* [1904] Acc LR 30）
⑤ アーサー・E・グリーン社対セントラル・アドヴァンス・アンド・ディスカウント社事件（*Arthur E Green & Co.* v *The Central Advance and Discount Corporation Ltd* [1920] 63 Acc LR 1）
⑥ マッケソン・アンド・ロビンス事件（*McKesson and Robbins* case [US, 1938]）（アメリカ）
⑦ パシフィック・アクセプタンス社対フォーサイス他事件（*Pacific Acceptance Corporation Limited* v *Forsyth and Others* [1970] 92 WN (NSW) 29）（オーストラリア）

これらの判例によって形成されてきたのは，監査人の職務は，財務諸表における不正等の摘発ではなく，財務諸表の情報としての信頼性の立証であるという共通認識である。ただし，監査人の職務が財務諸表の情報としての信頼性の立証であるとするだけでなく，監査人は，特定の状況における合理的な技能，注意，警戒心（Reasonable skill, care and caution in the particular circumstances.）を行使し，単に財務諸表と会計記録との一致，財務諸表の計算的正確性を立証するだけでなく，取締役に対する質問を行ったり，財務諸表のもととなっている会計記録が会社の真実な経営成績，財政状態などを示しているか検査したりするなどして，財務諸表が会社の経営成績，財政状態などの真実な情報を表示しているか確かめることが職務に含まれていることを示している。

4　監査基準における監査人の職務の規定

職業会計士の発祥地であるイギリス，アメリカおよびイギリス連邦国では，監査基準は，そもそも職業会計士団体によって設定されてきた。しかし，とくにイギリスにおいては，1991年に複数の職業会計士団体によって，それらの団体からは独立した監査実務審議会（APB）[5]が設立

4）Brenda Poter et al., *op. cit.*, pp. 180-184.

5）APB は15人の委員から構成され，職業会計↗

され，監査基準を設定してきた。2002年４月にAPBは財務報告協議会（FRC）の実務機関となり，監査基準は職業的専門家の基準として特定の団体に会員登録する監査人に適用される監査基準ではなく，規制機関による基準として法的効力を有し，すべての監査人に適用される基準となった[6)]。イギリスの監査基準（International Standards on Auditing（UK and Ireland））（以下ISAs（UK and Ireland）という。）は，現在，国際会計士連盟（International Federation of Accountants）の監査実務委員会（Auditing Practices Committee）またはその改組された国際監査・保証業務基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board）によって設定された国際監査基準（International Standards on Auditing）に準拠している。

国際監査基準（イギリスおよびアイルランド）第200号「国際監査基準（イギリスおよびアイルランド）に基づく独立監査人の総合的目的および監査の実施」（International Standards on Auditing（UK and Ireland）200 “Overall Objectives of the Independent Auditor and the Conduct of an Audit in accordance with International Standards on Auditing（UK and Ireland）.”）（以下，ISA（UK and Ireland）200という。）では，次のように定められている。

「監査の目的は，財務諸表における，意図された利用者の信頼性の度合を向上させることである。このことは，監査人によって，財務諸表が，すべての重要な点において，適用可能な財務報告フレームワークに基づいて作成されているかどうかについて，意見が表明されることによって達成される。もっとも一般的な目的のフレームワークの場合においては，意見は，財務諸表が，すべての重要な点において，当該フレームワークに基づいて適正に表示されているかどうか，または，真実かつ公正な概観を表示しているかどうかについて，表明するものである。監査人は，ISAs（UK and Ireland）と関連する倫理規定に基づいて監査を行うことによって，意見を形成することが可能となる。」（para. 3.）

また，ISA（UK and Ireland）200には，重要な虚偽の表示（Material misstatement）に関わって，次のように定められている。

「監査人の意見の基礎として，ISAs（UK and Ireland）は，監査人に対して，財務諸表に全体として，不正や誤謬を原因とする，重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることを義務づける。合理的な保証とは，高いレベルの保証である。合理的な保証は，監査人が，監査リスク（すなわち，財務諸表に重要な虚偽の表示があるときに不適切な意見を表明する危険性）を受容可能な低いレベルまで減少する十分で適切な監査証拠（Sufficient appropriate audit evidence）を入手することによって得られる。しかしながら，合理的な保証は，監査人が結論を導き出し，監査人の意見の基礎とする監査証拠が概ね確証的なものでなく説得的なものであることの結果として，監査が固有の限界を有するために，絶対的レベルの保証ではない。」（para. 5.）

「真実かつ公正な概観」という概念と「重要な虚偽の表示」という概念は，混同されがちであり，またその役割も誤解されがちであるが，両者は等しい概念ではなく，また担う役割も異なっている。「重要な虚偽の表示」のない財務諸表がすべて「真実かつ公正な概観」を表示する財務諸表であるわけではなく，「重要な虚偽の表示」のない財務諸表でも，「真実かつ公正な概観」を表示しない財務諸表である場合もある。また，「真実かつ公正な概観」概念は，監査の目的を特定するものであり，またそれであるがゆえに監査要点の設定の基礎となる。一方，

↘士からの独立性を，実質的にも，また外観的にも維持するため，職業会計士団体に所属して会社監査人として任命を受ける資格を有する者は委員の40％を越えないものとされ，残りの60％は，監査人，職業会計士団体の役員あるいは監査人に就任しうる会計事務所のパートナーであってもいけないことになっている。

6）Brenda Poter et al., *op. cit.*, p. 184.

「重要な虚偽の表示」概念は，監査の目的を指示するものではなく，監査の手続の実施方法を方向づけるためのものである。つまり，監査人は「真実かつ公正な概観」の概念に基づき監査要点を設定し，人材，資金，時間という監査資源が有限ななかで，効率性（所与の目的の達成を経済的に行うこと）を図りながら監査の有効性（所与の目的を達成すること）を確実なものにするために，重点的に監査資源を配分する監査要点を「重要な虚偽の表示」の概念に基づいて選別するのである。

Ⅱ　会社の不正および法規の不遵守に関する監査人の責任と職務

1　監査基準における責任規定

上述したように，イギリスにおいて監査人の職務は，会社法によって，財務諸表の真実かつ公正な概観の表示について意見を表明することであると定められている。不正等の防止，摘発を主たる職務としないことについては，社会から期待ギャップであるとの声があるが，監査人にそれを期待することは，コスト・ベネフィットの観点から見れば不合理な期待であって，社会的な期待と実際の職務とのギャップは合理的なギャップ，つまりその存在について理論的に弁明の立つギャップであると考えられている[7)]。

不正等の防止，摘発に対する監査人の責任については，監査基準（ISAs（UK and Ireland））に定められているが，その内容は，国際監査基準に準じている。すなわち，国際監査基準（イギリスおよびアイルランド）第240号「財務諸表の監査における不正に関する監査人の責任」（International Standards on Auditing（UK and Ireland）200 “The Auditor's Responsibilities Relating to Fraud in an Audit of Financial Statements.”）（以下，ISA（UK and Ireland）240という。）において，不正の防止，摘発に対する主たる責任は，ともに会社等事業体のガバナンスに責任を負う者たちと経営者にあり（para. 4.），ISAs（UK and Ireland）に基づいて監査を行う監査人は，財務諸表に全体として，不正または誤謬に起因する重要な虚偽の表示がないという合理的な保証を得ることに対して責任を負うと定められている（para. 5.）。

法規の不遵守についても，国際監査基準（イギリスおよびアイルランド）第250号「セクションA財務諸表の監査における法規の不遵守の検討」（International Standards on Auditing（UK and Ireland）250 “Section A – Consideration of Laws and Regulations in an Audit of Financial Statements.”）（以下，ISA（UK and Ireland）250A という。）において，監査人は，法規の不遵守の摘発に対しては責任を負わず，すべての法規の不遵守を摘発する期待を受けることはできないと定めている（para. 4.）。

なお，不正（Fraud）とは，経営者，ガバナンス責任者，従業員，または第三者のうちの1人もしくは複数人によって行われる，不当または違法な利益を得るための欺瞞をともなった，意図的な行為である（ISA（UK and Ireland）240, para. 11 (a).）[8)]。不正は，財務諸表の虚偽表示を生じさせた背景にある行為が意図的なものであり，意図的でない場合は誤謬（Error）である（para. 2.）。不正（詐欺）は，法的には広い意味を持つ概念であるが，ISAs（UK and Ireland）では，それが財務諸表の監査を意図したものであるから，財務諸表に重要な虚偽表示を生じさせる不正を対象とする（para. 3.）。ただし，監査に関わる意図的な虚偽表示には，不正な財務報告に起因する虚偽表示と，資産の

7）*Ibid.*, pp. 197–200.

8）‘Fraud’は「詐欺」と訳すべきであるという考え方もある。しかし，わが国の法における「詐欺」とイギリス，アメリカの法における‘Fraud’とが等しいという確証が得られなかったので，法的な定義の拘束を受けない「不正」という訳語をあてることにした。なお，イギリスでは，伝統的に‘Fraud’は‘Fraud and Error’というように‘Error’と並列的に扱われ，すなわち「意図的な誤り」と「意図的でない誤り」という程度のあいまいな意味で用いられてきている。わが国でも一般的に「不正と誤謬」と訳されてきた。

不適切な使用に起因する虚偽表示が含まれる。

また，法規の不遵守（Non-compliance）とは，会社など事業体による，適用対象となる法規に反する，意図的または意図的でない，不作為または作為であり，ガバナンス責任者，経営者，従業員によって実行された，事業体による取引，事業体の名義における取引，事業体を代表する取引がそのような行為として含まれる（ISA（UK and Ireland）250A, para. 11.）。ただし，事業体のガバナンス責任者，経営者，従業員による（事業体の事業活動に関わらない）個人的な不適切な行為は含まない。

本稿では，不正と法規の不遵守を含めて不正等という。

ただし，ISAs（UK and Ireland）は，監査人に対して，財務諸表において重要な虚偽の表示が行われうる状況があるかもしれない場合，それを発見できるよう職業的専門家としての懐疑心（Professional skepticism）をもつことを求めている（ISA（UK and Ireland）200, para. 15.）。それは，会社等事業体の経営者およびガバナンス責任者の善良さと職業的誠実性（Integrity）に関する監査人自身の過去の経験に妨げられることなく，不正が存在していることに起因する重要な虚偽の表示の存在する可能性を認識できる姿勢を持つことを意味している（ISA（UK and Ireland）240, para. 12.）。監査人に，重要な虚偽の表示の存在を確信する根拠がない場合は，会計記録や各種書類を偽りのないものと認めることができる。しかし，監査の過程において，何らかの書類が信頼のおけるものではないという確信，あるいは何らかの書類において文言が削除されていながら監査人に情報が公開されていないという確信をもつにいたる状況が認識された場合，監査人はさらに調査を行わなければならない（para. 13.）。また，経営者あるいはガバナンス責任者への質問に対する回答が相互に一致しない場合は，監査人はその不一致について調査を行わなければならない（para. 14.）。

2　監査基準における職務規定

ISA（UK and Ireland）240の内容は，主に次の事項から構成されている。

① 不正の摘発に関する監査人の責任の有限性の確認。
② 不正の行われる状況の例示。
③ 職業的専門家としての懐疑心の重要性の強調。
④ 監査契約上責任を有する監査実施者間の，不正を原因とする財務諸表の重要な虚偽表示の疑いに関する情報交換の義務づけ。
⑤ 監査人に対する，不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクの認識，評価，報告の義務づけ。
⑥ 監査人に対する，経営者（執行役など），取締役会（または監査委員会）および規制機関との，摘発したかもしくは疑いを抱いた不正に関するコミュニケーションの義務づけ。
⑦ 監査人に対する，不正の摘発，報告に関する事項の文書化の義務づけ。

⑴　監査契約上責任を有する監査実施者間の情報交換

監査契約上責任を有する監査実施者は，事業体の財務諸表において，どのように，どの部分において不正を原因とする重要な虚偽表示に関する疑いが生じるか，また，不正がどのように生じうるかに重点を置いた情報交換を行わなければならない（para. 15.）。また，監査契約責任社員は，情報交換に参加しなかった監査実施者に対して情報伝達するべき事項を決めなければならない。なお，この情報交換は，経営者またはガバナンス責任者が正直であるとか，職業的誠実性を有しているという先入観を持たずして行わなければならない。

⑵　不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクの評価

1）　質問による情報の入手

財務諸表に不正を原因とする重要な虚偽表示があるリスクを評価するために，監査人は，経営者など事業体の内部者，ガバナンス責任者か

ら情報を得るための手続を実施しなければならない（paras. 16–24.）。経営者などからは，下記の事項に関して情報を得る。

① 財務諸表に不正を原因とする重要な虚偽表示が生じるリスクに対する経営者の評価の実施，評価の内容，範囲，頻度。

② 事業体における不正のリスクの認識と対処の手続。経営者が認識したかまたは注意を払ってきた不正に関わる特定のリスク，あるいは，不正のリスクが存在していると思われる取引の種類，金額，開示に関する情報を含む。

③ 経営者が，必要な場合，事業体における不正のリスクを認識し対処する手続に関してガバナンス責任者と行うコミュニケーション。

④ 経営者が，必要な場合，事業の仕方や倫理的行動に関する見解について従業員と行うコミュニケーション。

監査人は，経営者や事業体の他の内部者に対して，それらの者が事業体に対して影響を及ぼす実際にあった不正，疑いのあった不正，内部的に通報のあった不正に関して何らかの知識があるかどうかについて判断するための質問を適切に行わなければならない。内部監査部門を有する事業体にあたっては，監査人は，内部監査部門が事業体に対して影響を及ぼす実際にあった不正，疑いのあった不正，内部的に通報のあった不正に関して何らかの知識があるかどうかについて判断するための，また，内部監査部門の不正のリスクに対して持っている見識を知るための質問を内部監査部門に対して適切に行わなければならない。

さらに，ガバナンス責任者に対して，それらの者のすべてが事業体の経営に直接的に関わっていないのであれば，事業体における不正のリスクを認識し対処する経営者の手続と不正のリスクを低下させるために経営者が整備した内部統制をガバナンス責任者がどのように監督しているかについて，監査人は知識を得なければならない。ガバナンス責任者が事業体に対して影響を及ぼす実際にあった不正，疑いのあった不正，内部的に通報のあった不正に関して何らかの知識があるかどうかについて判断するための質問も，経営者に対する質問の回答の裏づけとして，行わなければならない。

2） リスクの認識と評価

監査人は，分析的手続を行ったとき，とりわけ収益勘定に関わって，不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクを示す異常もしくは予期しない結果が生じていないかどうか，評価しなければならない。不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクは，収益認識において不正のリスクが存在するという推定に立ち，リスクを生じる収益の種類，取引，経営者の判断を評価する（para. 26.）。さらに，上記の質問や分析によって得られたもの以外の情報についても，不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクを示すものがないかどうか考慮しなければならない。不正を行わせる動機や圧力の存在を示す事象や状況，あるいは不正を行わせる機会をもたらす事象や状況を，不正リスク要因（Fraud risk factor）というが（para. 11 (b).），リスク評価手続や関連した手続の実施において，単数もしくは複数の不正リスク要因が存在するかどうかについても，監査人は評価を実施しなければならない。不正リスク要因は必ずしも不正の実在を示すものではない。しかし，不正が実在している状況において存在することが多く，不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクを示すものとなっている。

不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクについては，これを財務諸表レベルと，取引の分類（勘定科目選択），金額，開示に対する経営者の判断（主張）レベルとで区別して認識し，評価する（para. 25.）。また，不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクの評価結果はリスクとして重視しなければならず，監査人は事業体の内部統制について，内部統制規程だけでなく統制活動の実施状況も含めて，リスクに対応できるよう，知識を得て把握しなければならない（para. 27.）。

3)　評価したリスクへの対応

監査人が，財務諸表レベルで不正を原因とする重要な虚偽表示が存在するリスクがあると判断した場合，総合的な対処をしなければならない（paras. 28–29.）。監査人は，実施するべき総合的な対処を判断するにあたり，自身が契約上の責任を負い，契約を履行するうえで不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクを評価することができるように，知識，技術，能力の面を考慮に入れて補助者を含めた監査実施者を人選し，監督を行わなければならない。とくに，経営者による主観的な評価が要求される項目，仕組が複雑な取引である項目に関する会計方針に対する事業体の選択と適用が，経営者の恣意的な操作による不正な財務報告であることを示していないかの評価を監査人は行う。また，監査人は不正を原因とする重要な虚偽表示に関わっている人物に監査手続の内容，実施のタイミング，範囲を予測されないようにしなければならない。

取引の分類，金額，開示に対する経営者の判断レベルであるならば，監査人は，監査手続の見直しを行う。とくに，経営者の判断レベルにおける不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクを評価できるように，監査手続の内容，実施のタイミング，範囲を見直す（para. 30.）。

経営者は会計記録を操作し，内部統制を無効にできる立場にある。監査人は，経営者による内部統制の無効化のリスクの評価結果にかかわらず，仕訳帳の記帳，会計上の見積り，正常営業循環過程外の異常な取引について，監査手続を実施しなければならない（paras. 31–33.）。とくに，仕訳帳については，財務諸表作成手続に関与する関係者に記帳等に関わって不適切または異常な事象がなかったか質問し，期末に行われた記帳を選択して検査を行い，記帳や決算整理（修正）について期間を通じて検査を行う必要性を考慮しなければならない。

4)　監査証拠の評価

監査人は，財務諸表が事業体に対する監査人の理解と一致しているかどうか総合的な結論を形成するにあたり，監査の終了間近の段階で実施した分析的手続の結果が，不正を原因とする財務諸表の虚偽表示のリスクで，それまでの手続の過程で認識されていないリスクが存在していないか評価しなければならない（para. 34.）。また，監査人は，虚偽表示を発見した場合，その虚偽表示が不正の存在を示していないか評価しなければならない。不正の存在を示している場合は，経営者の確認書が信頼できるものであるかどうか，不正が発見した不正の他にも存在していないかどうかなど，監査の他の手続等に対する虚偽表示の影響を評価しなければならない（para. 35.）。

さらに，監査人は，虚偽表示を発見した場合，それに重要性が認められるかどうかに関わらず，監査人がその虚偽表示が不正を原因とするもので，経営者が関わっているという場合，あるいは思われる場合，不正を原因とする重要な虚偽表示のリスクの評価を見直し，リスクの評価に対処する監査手続の内容，タイミング，範囲に及ぼす影響を考慮しなければならない。その際，監査人は，それまでに入手した証拠の信頼性を評価するために，従業員，経営者，または第三者との共謀の可能性を示す事象や状況がないかどうか調査しなければならない（para. 36.）。

監査人は，不正を原因とする重要な虚偽表示が財務諸表に存在するという確信を得た場合，あるいは結論を出すことができない場合，監査に対する影響を評価しなければならない（para. 37.）。

5)　確認書の入手

監査人は，経営者から，また必要な場合にはガバナンス責任者から，下記の事項に関する確認書を入試しなければならない（para. 39.）。

① 不正を防止，摘発するための内部統制の計画，整備，維持に対する責任があることを認識していること。
② 不正を原因とする重要な虚偽表示が財務諸表に存在するリスクの経営者自身の評価結果を監査人に開示していること。
③ 経営者，内部統制において重要な役割を

担う従業員，不正に関わった場合，財務諸表に重要な影響のある人物の関わる，事業体に影響のある不正の存在の認識，あるいは疑いがある場合，それを監査人に開示していること。

④ 従業員，元従業員，アナリスト，規制者，その他からの不正の存在，疑いに関する通報に関して知るところがある場合，そのことを監査人に開示していること。

⑶ 不正等に関するコミュニケーション

1） 経営者・ガバナンス責任者とのコミュニケーション

監査人は，不正を発見した場合，または不正の存在の発見に関する情報を入手した場合，不正の防止，摘発に関して主たる責任を負う者で，役職上，不正の対処について責任を有する者に対してその情報を伝達するのに適切な地位にある経営者に，遅滞なく伝達しなければならない（para. 40.）。すべてのガバナンス責任者が事業体の経営に直接に関わっていない場合で，経営者，内部統制において重要な役割を担う従業員，不正に関わった場合，財務諸表に重要な影響のある人物が関わっている不正を発見した場合，または疑いに気づいた場合は，遅滞なく，その事項をガバナンス責任者に伝達しなければならない（para. 41.）。不正に関わるその他の事項についても，監査人自身の判断において，その伝達が監査人の責任であると判断した場合，監査人は，ガバナンス責任者にその事項を伝達しなければならない（para. 42.）。なお，監査人は，経営者，ガバナンス責任者，規制機関その他と行ったコミュニケーションについては，監査調書などの監査書類に記載し，文書化しておかなければならない（para. 46.）。

2） 規制機関とのコミュニケーション

監査人は，不正を発見した場合，または不正の疑いに気づいた場合，事業体の外部の第三者に，不正の発見または疑いについて報告の責任を有しているかどうか判断しなければならない（para. 43.）。監査人は，依頼人の情報を他に漏らさない職業的専門家としての守秘義務（Confidentiality）を有していて，外部の第三者への報告は禁止されているが，状況によっては，守秘義務を解除する法的責任を有する場合がある。

3） 辞任に際してのコミュニケーション

不正または不正の疑いによる虚偽表示の存在の結果，監査人が監査の継続の可能性について疑問を抱いた場合，監査人の任命権者，あるいは規制機関に対する報告について，職業的専門家としての義務，あるいは法的義務があるかどうか判断しなければならない（para. 38.）。法規の面からみて辞任が可能な場合は，契約を破棄して辞任することが適切かどうか判断しなければならないが，辞任する旨とその理由について，適切な地位にある経営者およびガバナンス責任者と協議しなければならない。また，辞任する旨とその理由について，監査人の任命権者または規制機関に報告する，職業的専門家としての義務または法的義務があるかどうか判断しなければならない。

Ⅲ イギリスにおける不正等に関する監査人のコミュニケーション

監査人が，もし不正や法規の不遵守の存在または疑いを発見した場合，それが重要でありながら財務諸表に適切に反映されていない場合は，監査報告書において，限定意見または否定意見（財務諸表が真実かつ公正な概観を表示していないという意見で，わが国の不適正意見にあたる。）を表明することになる。監査人が，財務諸表において重要である不正等が生じているかどうかについて確信するための十分かつ適切な証拠を入手することが，被監査事業体によって妨害されたり，入手に対して被監査事業体の統制の及ばないものであったりする場合にも，監査意見にそれを反映させなければならない。しかしながら，イギリスにおいては，監査人の責任は，株主（株主総会）や監査済財務諸表の利用者だけに対するものとは限定されないと考えられている[9)]。

9） Brenda Poter et al., *op. cit.*, p. 240.

委員会制度が採用されている会社においては執行役が関わっていると判断される場合には監査委員会とコミュニケーションを図る。委員会制度が採用されていない会社においては，取締役個人が関わっている場合には他の取締役と，複数の取締役が関わっている場合には取締役会とコミュニケーションを図る。取締役会全体や会社ぐるみで不正等に関わっていたり，そのようなコミュニケーションを図っても取締役や監査委員会が適切な行動を起こそうとしなかったりするとき，監査人は，法的な助言を受けながらも，会社外部の規制機関等に報告することを検討しなければならない。この場合，守秘義務は解除されると考えられている。とくに，会社等事業体外部の規制機関に対する報告は，法的な義務において行う場合と，法的義務によらずとも公衆の利益（Public interest）に鑑みて行わなければならない場合とがあると考えられている[10]。

金融サービス事業，年金基金，非営利事業における監査の場合が例としてあるが，マネー・ロンダリングなど，規制機関にとって重要性を認められるうる報告事項については，「チッピング・オフ」（Tipping off）という制度の制約のなかで，監査人は遅滞なく不正等について規制機関に対して報告しなければならない。「チッピング・オフ」とは，2002年刑事訴訟法（Proceeding of Crime Act 2002）の33条に定められているもので，個人が，すでに報告されている事項についての報告を行うこと，報告の後に行われる捜査に偏見をもたらしうる情報公開にあたる報告をすることを禁止するものである。

報告に関して法的義務が存在しない場合でも，イギリスにおいては，公衆の利益に鑑みて適切な機関に報告すべき不正等の存在や疑いを発見した場合，報告しなければならない。この場合の，適切な機関には次のものが考えられている。これらの機関には，強制調査権が与えられていたりする。その調査によって，監査の基準または品質の向上が促進されているという報告もある[11]。

① 重大不正捜査局（Serious Fraud Office）
② イギリス検察庁（Crown Prosecution Service）
③ 警　察
④ イギリス金融庁（Financial Services Authority）
⑤ イギリス歳入庁（HM Revenue & Customs）
⑥ 事業イノベーション・技能省（Department for Business Innovation & Skills）（旧貿易産業省）
⑦ 法人捜査局（Companies Investigation Branch）
⑧ 法人登記局（Companies House）
⑨ 保険・安全局（Health and Safety Executive）

外部の規制機関に報告することが，公衆の利益に鑑みて正当化されるかどうかについては，監査人は，次のような要素について検討しなければならない[12]。

① 存在するまたは疑いのある不正等が公衆に影響を及ぼすか。
② 事業体の経営者が有効な是正行為を行っているかまたは行いそうであるか。
③ 報告しないことによって不正等が罰されず再発する可能性。
④ 不正等が及ぼす影響（被害）。
⑤ 事業体内に不正や法規の不遵守を是認する一般的気風があるか。

公衆の利益に鑑みて不正等を外部の規制機関に報告することが正当化されると判断した場合で，監査人は，事業体の経営者の職業的誠実性に対する信頼性を失っている状況でなければ，

10）*Ibid.*, p.241.

11）Peter Boys, *Raising Auditing Standards: The Impact of DTI Inspectors' Reports 1971-1995*, Accountancy Books, 1997.

12）Brenda Poter et al., *op. cit.*, p. 242. Graham W. Cosserat and Neil Rodda, *Modern Auditing*, Third Edition, John Wiley and Sons, Ltd., 2009, p. 95.

まず，不正等について監査委員会や取締役会などガバナンス責任者と協議を行わなければならない。監査委員会や取締役会などのガバナンス責任者の返答と，監査人自身が得た法的助言を考慮し，監査人が，不正等を公衆の利益に鑑みて外部の規制機関に報告するべきであると判断した場合は，監査人は，その結論を書面にして事業体の経営者に通知しなければならない。もし，事業体の経営者自身が自発的に外部の規制機関に報告しない場合，または報告したという証拠が提出されない場合，監査人は自ら報告しなければならない。

不正等の外部の規制機関に報告する義務についての判例としては，セイシー・ファイナンス・リミテッド社対 KPMG 事件（*Sasea Finance Ltd* v *KPMG*［2000］1 All ER 676;［2000］1 BCLC 236;［2001］1 All ER（D）127（May））がある。本件は，セイシー・ファイナンス・リミテッド社の取締役の 1 人が大規模な不正を起こし，財務諸表にも重要な虚偽表示をもたらした事件である。同社は正式に清算に入ったが，清算人により，監査人であった KPMG を相手どって，監査人が不正を摘発，報告するべきであったという訴訟が提起されたのである。この事件では，不正を外部の規制機関に報告する監査人の義務は，監査の依頼人に対する守秘義務に優先するという判決が下された。この判決を下すにあたって，法廷は，単数もしくは複数の当事者によって重要な損害が生じているかどうか，報告が行われなかった場合，不正が再発するかどうかの可能性を考慮している[13)]。

む す び

上述のように，監査人の職務は，財務諸表の情報としての信頼性の立証であり，財務諸表における不正や法規の不遵守の防止，摘発ではない。まして，財務諸表に関わらない不正や法規の不遵守の防止，摘発ではない。そのようななか，監査人に経営者，ガバナンス責任者，あるいは外部の規制機関とのコミュニケーションが義務づけられていたとしても，それを実際に行うかどうか，行えるかどうかという問題になると，かなりデリケートな問題である。

監査人と事業体の経営者との信頼関係にも関わることなので，コミュニケーションできるかどうかも問題であり，コミュニケーションできたとしても，それを会社など事業体の経営者，ガバナンス責任者が聞き入れて対処を行うかどうかも定かではない。経営判断に介入したとして辞任を迫られたり，解任されたりする可能性もある。しかし，不正や法規の不遵守があるのにもかかわらずコミュニケーションもなく監査が行われた場合は，当然，監査は正しく行われていないことになる。

また，事業体外部の規制機関などに報告するとしても，どのような状況において，どのような規制機関に報告するべきか，報告してからどのような結果が予測されるかが分からなければ，実際には報告することができない。また，守秘義務は，監査証拠の入手可能性を保証するうえでも重要性を有する。監査制度の成否にかかわる重要な守秘義務が解除されることがあるとすれば，どのような条件が満たされたとき，解除されることになるか，監査人に確たる判断基準がなければならないが，それがない場合には，守秘義務の解除は難しい。しかし，わが国の過去の不祥事の例においては，監査人がしかるべき規制機関に報告していれば，問題がそれほどまでに深刻化しないで済んだのではないかということも考えられるものがある。

そのような観点から，イギリスの財務諸表監査制度について，とくに監査人の職務について述べてきた。特筆するべきなのは，財務諸表監査における監査人の職務は財務諸表の情報としての信頼性の立証であり，財務諸表における不正や法規の不遵守の防止，摘発ではないとされながらも，不正または法規の不遵守についても，その監査人の職務が明確にされている点である。

13） Brenda Poter et al., *op. cit.*, pp. 583-585. Iain Gray and Stuart Manson, *The Audit Process, Principles, Practice and Cases*, Fifth Edition, South-Western, 2011, p. 667.

また，単に監査基準（ISAs（UK and Ireland））で職務が明確にされているだけでなく，会社等事業体の外部の規制機関に対する報告の制度について，具体化されている点が注目に値する。

なお，本稿においては，形式的な制度について記述することだけに終始してしまったが，制度がどのような思考，思想，哲学に基づいて成り立っているか，それらのもとにいかに正当性を有しているかについては，議論をすることができなかった。これについては，稿を改めて議論したい。

（受理　2012年１月10日）